

平成24年第4回鮫川村議会臨時会会議録目次

第1号（7月10日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第60号～議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議員派遣について	12
閉会中の継続審査申し出について	13
閉会の宣告	13
署名議員	15

第 4 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

平成24年第4回鮫川村議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成24年7月10日(火曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第60号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明・質疑・討論・採決

日程第 4 議案第61号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算(第3号)

提案理由説明・質疑・討論・採決

日程第 5 議案第62号 工事請負契約の締結について

提案理由説明・質疑・討論・採決

日程第 6 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	岡 部 明 君	2番	宗 田 雅 之 君
3番	前 田 雅 秀 君	6番	蛭 田 武 彦 君
7番	星 一 彌 君	8番	関 根 政 雄 君
9番	山 形 郁 夫 君	10番	早 川 正 博 君
11番	前 田 武 久 君	12番	坂 本 忠 雄 君
13番	前 田 三 郎 君		

欠席議員(1名)

5番 湯 坐 良 政 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総 務 課 長	芳 賀 亨 君
企 画 調 整 課 長	石 井 哲 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木 眞 理 子 君
農 林 課 長	佐 藤 文 夫 君	地 域 整 備 課 長	近 藤 保 弘 君
教 育 課 長	北 條 利 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 会 長	本 郷 秀 季	書 記	渡 邊 敬
-----------	---------	-----	-------

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第4回鮫川村議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

議案第60号から議案第62号までの3議案が村長より提出され、本日議長において受理しました。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

村監査委員より、例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議員派遣及び出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。7月2日、町村議会広報研修会のため、議員7名を福島市に派遣いたしました。

出張関係であります。6月17日、第65回福島県消防協会東白川支部幹部大会のため、議長が棚倉町に出張いたしました。

5番、湯坐良政議員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 関根政雄君 及び

9番 山形郁夫君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第60号～議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第3、議案第60号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第5、議案第62号 工事請負契約の締結についてまでの3議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第4回臨時会の開催をお願いしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきまして、ありがとうございました。

ただいまより議案の説明をさせていただきます。

それでは、議案第60号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例のご説明であります。

さきの6月定例議会において、財産の処分についての議案を承認いただきましたが、見渡地内の工場跡の土地と建物は福島地裁郡山支部の売却決定により、平成24年6月26日をもって所有権移転登記が完了し、鮫川村の所有となりました。

議員各位には各物件取得に当たりまして、補正予算及び財産の取得についての議案を賛同いただくなど、ご理解とご協力をいただきましたことに対しまして、感謝を申し上げるところであります。

取得した物件のうち、大字赤坂西野字見渡147番地の住宅を猿子住宅とし、定住促進住宅として利用するものであります。

また、別表第2、延べ床面積ごとの家賃区分を現行の3区分から5区分に改め、取得した住宅の家賃に対応できるようにするものであります。

施行期日は、平成24年7月1日とするものであります。

以上で、議案第60号の説明とさせていただきます。

次に、議案第61号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の2ページと事項別明細書の2ページをごらん願います。

歳入の補正予算であります。14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の除染対策交付金事業費189万円の増額は、西山水口地内の除染土砂回収工事費が増額となるため、係る補助金を増額するものであります。詳細については、歳出でご説明を申し上げます。

次に、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金のふくしまの恵み安全・安心推進事業費739万5,000円の増額は、米の全袋検査機器の本村への配分1台が2台に増加となったため、補助金を増額するものであります。

次に、歳出の補正予算についてご説明を申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、15節工事請負費の除染土砂回収工事189万円の増額は、西山水口地内の学校等から搬入した除染土砂の数量を当初、100立方と見込んでおりましたが、埋設土砂が見込みより多かったことと除染土砂を残さずに回収するために、丁寧に掘削作業を行ったところ、回収土砂の残数量が219立方となるための増額予算でありますので、ご理解をいただきますようお願いするものであります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、13節委託料の農用地除染対策業

務委託料945万円の減額は、懸案となっている農用地除染を推進するため、除染資材のゼオライトを村が一括購入したいとすることです。委託料を減額して16節原材料費に組み替えるものであります。

次に、15節工事請負費の検査施設補強工事313万5,000円の減額は、米の全袋検査機器を据えつけるに当たり、倉庫の間仕切り等が必要として予算計上させていただきましたが、電気工事等、電話回線を引く工事などで、そのぐらいの工事で設置できるため減額するものであります。

次に、16節原材料費の農用地除染原材料費945万円の増額は、農用地除染用の資材でありますゼオライトの購入代金であります。ゼオライトは放射性物質を吸着するとされ、県の農用地除染の趣旨において使用することとされております。県内各地で農地除染が始まり、資材が品薄傾向とのことなので、村が一括購入したいと考えております。

18節備品購入費の放射性物質検査機器一式で703万円の増額は、米の全袋検査用機器を県南農林事務所管内で一括購入見積もりすることにより単価が下がったため、導入台数がふえることになりました。本村への配分は当初1台の予定でありましたが、追加があり2台配分されることとなったため、購入費を補正するものであります。

次に、13款予備費350万円の増額は、6月定例議会の補正予算において米の放射性物質用機器導入の一部財源に一般単独費を見込んでおりましたが、全額補助対象となったため、戻し入れするものであります。

以上で、議案第61号の説明とさせていただきます。

次に、議案第62号 工事請負契約の締結についてであります。

ご説明を申し上げます。

議案書の4ページをごらん願います。

去る7月4日に、広畑団地建替事業、公営住宅4号・5号棟建設工事を条件付き一般競争入札により実施した結果、湯座建設株式会社が設計価格9,298万3,000円に對しまして、入札金額8,240万円で落札いたしました。この金額に5%の消費税を含めました8,652万円で契約するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第62号の説明とさせていただきます。

以上で、3議案の説明とさせていただきます。議案に賛同いただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田三郎君）　これから質疑を行います。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君）　一般会計補正の歳出補正4款衛生費、回収する土砂量が増加ということで、今説明がありましたけれども、当初、数量100立方、変更後の数量が219立方、約倍に膨れ上がっていると。当初は150トンという説明を受けたようでありますけれども、この2倍に膨れ上がった要因、覆土されている部分なのかどうか分かりませんが、これが2倍に膨れ上がった細かい要因をご説明願いたいのが1つ。

それと、農林水産業費のゼオライトの1ヘクタール当たり3トンということで、70ヘクタールを試算してあります210トンということで、この70ヘクタールの耕地、草地の内訳をあわせて2点質疑をいたします。

○議長（前田三郎君）　村長。

○村長（大樂勝弘君）　まず、最初の西山に搬入しました土砂の量であります、当初、請負業者に言わせると100立方で、100立方ということは土砂にしますと1.5倍だそうですから150トンです。こういったことでお支払いをいたしました。

ですが、今度の作業の結果、袋ごと、前回はトラックごとでありましたから、それほど正確な数量ではなくて、業者に言わせればトラックではかった目分量で搬入したということでもありますので、その辺が食い違い、あるいは今回覆土をいたします。そういった覆土とか、あとは丁寧な作業が伴った、私がいましたところは大分丁寧にやられたという感じもいたしました。それでも、それほど地域の皆さんの安全を確保するためには、やむを得ないのかなということで、職員がそばにつききり測定しながら搬入を行ったようであります。搬入というか持ち出しです。ですから、倍に膨れ上がったということでご理解いただきたいと思います。これも、安全を図るためにはやむを得ない処置だったのかなとは思っております。

あと、ゼオライトの質疑で70ヘクタールの210トンであります、果たしてゼオライトはヘクタール当たり3トン必要なのかと、こういった進言はさせていただきました。県のほうにゼオライトの効能、これほどまで1反歩当たり300キロの15袋です。こういったことは無駄遣いではないのかと、こういった進言をさせていただきましたが、これが確定ではまだありません。ですが、予算措置でありますので、こういった3トン、岡部議員あたりは矢吹あたりではこういう除染作業をしてきたら3トン入れてきたかどうか私は確認しておりませんが、そういう趣旨なんですよ、指導は。ですから、この辺、果たしてそれが適正かどうか、これほど入れなくても線量の低いところはいいのではないか。そういう思いでもあります。た

だ、全額10割、東電の負担になるわけですけど、資材が足りないと思います。こういったことで、これらは鮫川村に合った鮫川村の理由の除染作業でもいいのではないかと、今検討して県のほうに再度確認しているところであります。ですから210トン、70ヘクタール。70ヘクタールは田んぼと畑を合わせてです。70ヘクタールの内訳であります。鹿角平の草地が30ヘクタールです。その他の草地が40ヘクタール、田んぼと畑はまだ詳細には分けていないようであります。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） そうしますと、鹿角平30ヘクタール、その他40ヘクタールということ、この70ヘクタールの積算は草地という解釈ですね。そうすると、畑、水田ということもこれから出てくるという可能性があるかどうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今回は畜産農家、鮫川村の畜産の振興を考えましての草地専用であります。ただ、草地以外の田んぼ、畑は除染が必要かどうか、今のところ私は必要でないと思っております。ですが場所によっては、これからなお詳細に検査をさせていただきます。

こういったことで、また発生するかもしれませんが、発生した場合にはこれも当然除染作業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、蛭田武彦君。

○6番（蛭田武彦君） 猿子の定住住宅についてなんですけれども、これ3区分から5区分になっています。いつごろ事業が始まるのか。また、その定住住宅ができ上がった場合、一般質問の中でも言ったように、将来、後の方にですね、次男や三男の方用に提供しようという考えをこれからも持っていただけるのかをお聞きします。

○議長（前田三郎君） ただいま、猿子のことじゃなくて条例改正のことですか。

〔「条例改正だ」と言う人あり〕

○6番（蛭田武彦君） じゃ、後で。

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 先ほど、関根議員から質疑があった土砂の件ですけれども、通常よりも運賃とか距離の積算とか、それらについての基準価格というのは通常の運搬費、単価と違うんでしょう、これ。その辺について。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 運搬費の詳細につきましては担当課長よりご説明をいたさせます。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） ただいまの質問ですけれども、土砂の運搬の費用につきましては、1立米当たり単価で積算しております。参考に言いますと、1立米当たり1,900円です。ですから、袋1つという単価になります。距離は20キロで見えています。それから、土砂を入れる袋ですけれども、1袋、土の中に埋めて3年程度もつ袋ということで、3年程度の強度がある袋です。それは6,700円で見えています。1袋ですね。それで標準でいきますと、普通の茶色っぽい袋は1年で切れてしまうんですけれども、それは1,300円です。ですから、かなり高いものです。

以上でよろしいですか。

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） これは明らかに放射性物質というようなことで、特殊土砂の搬出にかかわった工事であります。先ほど袋の標準価格が出たんですけれども、土砂の標準というか普通の単価はどのくらいですか。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） 放射能の数字は、今まで測定しながら土砂を撤去しています。ですけれども、土砂を放射能があるということで割り増しということはしていません。

○11番（前田武久君） すると、1,900円というのは。

○地域整備課長（近藤保弘君） 普通の土砂を運ぶ運賃です。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、前田雅秀君。

○3番（前田雅秀君） 先ほど、関根議員から質疑がございました第6款農林水産業費でございしますが、村でゼオライトを一括購入するということでございます。その際の購入先を業者さん、また入札とか、どのような方法でされるのか。もう1点について、先ほど草地の件がございました。鹿角の草地ですね。それについてでございますが、30ヘクタールと言いました。その他の草地は40ヘクタール、これは鹿角でよろしいのか。またその他だからほかの地域にまとまっているのか。その点をお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、ゼオライトの購入先ですが、これは競争入札ということで村内

の業者で入札を実行していきたいと思います。

草地の30ヘクタールは鹿角平ですが、そのほかの草地40ヘクタールというのは、村内から畜産農家あるいは農家全般にわたってです。畜産農家ばかりではありません。農家全体にわたり除染の要望をとりました。そのまとめた数量が40ヘクタールということであります。

○議長（前田三郎君） 3番、前田雅秀君。

○3番（前田雅秀君） その際に、牧草地を優先されるというようなことを農林課からちょっとお聞きしたような思いがございますが、その辺はどうですか。田んぼと畑がありますよね。牧草地を優先しますよというようなお話がございましたが、その点についてお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 田んぼにも転作で牧草をまいておる農家もあるわけです。畑にも当然、牧草で利用している。そういったことです。ですから、田んぼを優先するのではなくて、牧草を優先に今回は除染をさせていただく。そのほかに関根議員からもありましたが、除染に必要な田んぼ、畑はそのほかにはないのかということですが、それはまた、後日セシウムの濃度を調べて、いずれにしろ前回、鮫川村で調べた中では除染の対策は必要なしと今考えております。ただ、これから先はわかりません。今のところ、その草地はなぜかというと3,000ベクレルから100ベクレルに下がった数値、これは議員ご承知かと思います。こういったところで、今、鮫川の草地はほとんどが1,000ベクレル近い数値を示したものですから、まず、早目に100ベクレルにしないといけない。それには、農家の負担では容易でない。ですから、これは当然にやってもらおうというそういう思いで今回の除染作業でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番、星一彌君。

○7番（星 一彌君） 備品購入の関係でちょっとお聞きしたいのですが、当初予算は1台購入ということで、今度出てきた案件によりますと2台が購入されるということで、非常にありがたいと思うんですが、当然、米の集荷関係の機械でしょうから業者のもとに置くとは思いますが、どういう場所に置くか、あるいは既にはや決まっているのか、その辺までちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 知事の考えだそうですが、福島県の米は県内全域が全袋検査ということになったそうであります。私はこの必要は全くないと思っております。線引きにあった県

南地方は何で全袋検査をやるんだとこのように言いましたが、偉い知事までは届かなかったようでありますので、全袋検査になってしまいました。村内には2つの業者がおります。農協と商系とあります。もともと農協と商系はそれほど仲のいい業者同士ではありません。ですから、最低2台は業者別に必要だといったことを提案させていただきました。それで、必要でない地域が全袋検査をやるんだから一番安い機械でいいんじゃないのかと。最初は2,500万円ほどの機械を用意したそうです。ですが、今度は1,200万円の機械になりました。機械に通せばいいんだろうと、そういう小言もありました。そういったことはどうしたのかわかりませんが1,200万円の機械で。そういう機械にかけては1,200万円ですけれども、そのほかに附属品がそろそろそうです。そうすると、大体1,500万円ほどかかるそうです。ですから、合わせまして2台ですから3,000万円。これは全額、国の損害賠償の対象になったということで、全額そちらの負担で設置になったということで、今、鮫川村には2つの業者ですから業者別に設置したいと考えております。また、これは業者ごとに当たったわけではないんですよね。ですが、こういった指導でまいりたいと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星一彌君。

○7番（星 一彌君） 米の全袋検査ということになると、非常に時間がかかると思うんですよ。1業者に2台あれば、ある程度スピーディーにできると思うんですが、1業者1台となるとかなりの時間がかかるんじゃないかと思うんですが、その辺の見通しはどうでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私もうちの店のものに聞かせたところ、1分間に6袋の検査だそうです。1分間に6袋ですから、1時間に360袋、これはスムーズに回ってですから相当労力と手間が必要になります。ですが、こういったことでやらないと福島県の信用を得ることはできない、販売できないということですから、やらざるを得ない。農家には迷惑がかからないような体制で、それぞれ業者は望むように指導させていただきたいと考えております。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（前田三郎君） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

本件は、会議規則第122条の規定に基づき議員行政視察研修に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議決事項について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会改革特別委員長、関根政雄君から、議会改革に関する調査研究について、設置期間である平成26年11月末日まで閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回鯨川村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時34分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成24年7月10日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 関 根 政 雄

署 名 議 員 山 形 郁 夫